

長岡市中心市街地構造改革会議設置要綱

(設置)

第1条 本市は、中心市街地構造改革事業の進行管理及び市民への情報提供等の施策展開を推進するため、長岡市中心市街地構造改革会議（以下「会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 会議は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 中心市街地構造改革事業の事業展開に対する援助及び助言に関する事項
- (2) 市民及び関係者への情報提供並びに市民及び関係者との情報共有化に関する事項
- (3) 市民の意識の高揚等を積極的に図るための施策展開の推進に関する事項
- (4) 都市再生整備計画における事後評価に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、中心市街地活性化について必要な事項

(組織)

第3条 会議は、市民、学識経験を有する者及び関係機関の職員のうちから、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成23年3月31日までとする。

(座長及び副座長)

第5条 会議に座長及び副座長各1人を置く。

- 2 座長及び副座長は、市長がこれを指名する。
- 3 座長は、会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 会議は、座長がこれを招集し、座長が議長となる。

- 2 会議は、第2条各号に掲げる事項の実施に当たり、専門的な知識及び経験を有する者のうちから市長が委嘱するアドバイザーを会議に参加させることができる。

(事務局)

第7条 事務局は、都市整備部まちなか活性課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。